

保育推進活動報告 (令和2年6月8日)

医療従事者や介護従事者へ支給される慰労金と同様に、保育士に対して『慰労金』の支給を求める要望活動の経過報告、並びに活動結果について

会員の皆様におかれましては、非常事態宣言が全都道府県で解除されましたが、新型コロナウイルスの感染が終息した訳ではなく、引き続き各地で日々の感染防止対策につきまして様々なご対応に苦慮されている事と思います。

その様な中、先日可決された第2次補正予算にて医療従事者や介護従事者へのいわゆる『慰労金』の支給が決定したことに関して、多くの会員の皆様より保育士が慰労金支給の対象となっていない事に対する不満の声が寄せられておりました。

当連盟と致しましても、去る5月20日(水)に開催致しました『保育施設における新型コロナウイルス感染防止対策第2回政策検討会』にて、政策検討PTの保育推進賛助国会議員の先生方と、この『慰労金』についても今後の対応について協議を行い、これまで国へ様々な働きかけを行って頂いた所です。

厚生労働省からは、今回保育士が慰労金支給の対象となっていない事に関して

- ①利用者が、感染すると重症化するリスクが高いと必ずしも言えないこと
 - ②利用者数にかかわらず、運営費が通常通り支給されていること
- 等を踏まえ、慰労金の対象となっていない。

との見解でしたが、これに対して会長代行江渡聡徳先生をはじめ多くの先生方より様々な場面におきまして、3月以降の小学校等の臨時休校時や非常事態宣言時の各業種への休業要請時においても、社会活動を支える柱として政府の保育実施要請に応え、感染リスクを抱えながらも、医療従事者をはじめ社会インフラを支える仕事に従事している家庭のお子さんの保育を行い、この数ヶ月間、国の感染拡大防止対策や社会活動への貢献を行ってきた保育現場への評価をきちんと行う様 要望頂くとともに、その評価として慰労金支給の対象とするよう政府へ要望して頂きました。

その結果、本来の要望からすると十分な結果とは言えませんが、第2次補正予算にて決定している『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金』*別紙資料参照 における「②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(研修受講、かかり増し経費等)」において、かかり増し経費を人件費に使用出来るよう運用を明確にし、そのなかで慰労金を含む手当等の支出が可能となる様にするとの方針が決定されました。

又、この補助金に関しましては昨年度末より『保育環境改善等事業』へ追加創設されている補助金(感染症対策として衛生備品等の購入費補助金*上限50万円)とは別途の補助金となる事も確認しておりますので、昨年度末に『保育環境改善等事業補助金』を活用されている施設については、今年度は『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金』の上限50万円のみとなりますが、昨年度末に『保育環境改善等事業補助金』を活用されていない施設については、今年度は『保育環境改善等事業補助金』の上限50万円と『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金』の上限50万円の合計100万円を上限に補助金を活用できる事も併せてご報告致します。

その他、情報提供と致しまして4月後半ごろより、ネットニュースを中心に臨時休園期間中や登園自粛要請期間中における保育士への給与等人件費の一部不支給の問題が取り上げられています。この件に関しましても厚生労働省保育課とこれまで非公式ではありますが数回にわたり意見交換を重ねて参りました。

今回の慰労金の問題とも非常に密接に関係する問題ですのでこの場でご報告させていただきます。

報道等では一部の施設で、登園自粛等により利用児童が減少したのに伴い、自宅待機や臨時の休暇となった職員に対して給料の減額や年次有給休暇の強制取得などが行われている事を指摘された問題です。

保育は、医療や介護・障害の制度（公定価格）とは仕組みが根本的に違い、医療や介護・障害については利用実績に基づくいわゆる『実績払い』の仕組みですが、私たち保育園・こども園の公定価格（施設型給付費）については利用実績には関係なく在籍数に基づくいわゆる『在籍払い』であるとの違いがあり、国は在籍払いとして人件費を含む施設型給付費を全額支給しているの職員への給与については適正に（全額）支払うよう求めています。

それに対し、報道等にある様に一部施設にて実際に勤務しなかった場合の給与減額が行われていると報道されています。

この様な事例が多く続くと、公定価格見直し議論の際に在籍払いから実績払いへの変更を促す議論に拍車を掛けかねない非常に危惧しております。

それについては厚生労働省保育課も同じ意見でした。

又、厚生労働省保育課より、その様な事例の多くは株式会社立であり、社会福祉法人立の多くの園ではきちんと対応頂いているのは承知しているとの話もありました。

又、去る5月20日（水）に開催致しました『保育施設における新型コロナウイルス感染防止対策第2回政策検討会』においても今後の大きな課題として、**新型コロナによる経済への大きな打撃により、今後人事院勧告が下がる事も予想されており、そうした場合に人事院勧告に連動して公定価格が引き下げられる様な事態にならない為の運動を今後更に行っていく必要があります**が、この様な事例があると公定価格引下げ議論へ加速していくのではと非常に危惧しております。

又、公金の適正使用の観点から、保育園等による国の助成金（小学校休業等対応助成金・雇用調整助成金）申請についても、保育園等が助成金申請を行う事に対する是非の議論が行われておりましたが、内閣府より発出されている『新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ』にて助成金申請に関する取扱いが示されましたので、会員の皆様におかれましては適正に対応して頂けます様、内閣府FAQの内容確認をお願い致します。*資料別紙参照

昨年度は公定価格見直し議論の中で、公定価格の引き下げが行われかねない状況を何とか引下げさせない様決着できましたが、以上の様な情勢から今後の公定価格の動向も楽観視できない状態が続きますので、当連盟と致しましても保育現場の充実の為に今後とも更なる運動を展開して参りますので、引き続き会員の皆様のご協力の程宜しくお願い致します。

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算案：235億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



新 ②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）



新 ③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10／10

保育所などの児童福祉施設の職員への支援について

- 1 保育所などの児童福祉施設で働いている皆様には、自己の健康管理に加え、手洗いや消毒などの感染防止のための取組に御尽力いただきつつ、保育の提供等を継続していただいていることに、心から感謝申し上げます。

- 2 保育所などの児童福祉施設については、
 - ①利用者が、感染すると重症化するリスクが高いと必ずしも言えないことに加え、
 - ②利用者数にかかわらず、運営費が通常どおり支給されていること等を踏まえ、慰労金の対象となっていないものです。

- 3 保育所などの児童福祉施設については、第二次補正予算案の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」において、施設が職員に対し、
 - ・業務時間外に消毒・清掃等を行った場合の賃金等の支給
 - ・感染を防ぐために職員等が購入した物品等に対する補助
 - ・感染症対策の研修などを行った場合に補助を行うこととしており、この中できめ細かく対応してまいりたいと考えています。

地方自治体に示す保育所等の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」「かかり増し経費」の具体的な内容について（案）

（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- ① 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- ② 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど
※ 実費相当額を上限

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
23	教育・保育給付認定等	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、求職活動ができないケースが多く見受けられますが、求職事由による保育の必要性認定を受けている保護者について、認定の有効期間を延長できないでしょうか。	「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することが可能です。各自治体において、再認定での柔軟な対応をお願いいたします。 また、再認定の際、昨今の外出自粛要請等により自宅外での活動が困難な状況にある保護者に配慮して、活動実績等は自宅での活動も含めて判断する、保護者からの再認定の申請については郵送申請での対応とする等、柔軟な対応をお願いいたします。 参考： 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第8条第4号及び第10号 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	5月15日追加
24	教育・保育給付認定等	保育の必要性について、再度認定する場合、再度利用調整をする必要がありますか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を理由とした求職事由による再認定や事由変更の場合において、必ずしも再認定時に再度の利用調整をしなければならないものではありません。各自治体の状況に応じ、柔軟な対応をお願いいたします。	5月15日追加
25	教育・保育給付認定等	就労事由での保育の必要性の認定申請をする場合、添付書類として必要となる就労証明書に関して、押印を不要とすることが可能でしょうか。	法令上は、必要性の認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付して認定の申請をすることとなり、添付書類について押印の要否は定められておりません。そのため、昨今の外出自粛要請等の状況を踏まえると、各市区町村の判断で、押印を不要としていただくことが望ましいと考えています。 また、市区町村におきましては、保育の必要性の認定申請等に当たって、マイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用することとし、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討してください。 (参考1) 子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、第11条第2項第2号、第28条の3第2項 (参考2) マイナポータルでの申請 https://app.oss.myna.go.jp/Application/search	5月19日追加
26	休業補償 (小学校休業等対応助成金)	小学校等の臨時休業等にに伴い、子どもの世話をを行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。	公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。 なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。	5月29日追加
27	休業補償 (雇用調整助成金)	保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるでしょうか。	雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられる職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになりますが、そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）以外で実施する事業（例えば地域子ども・子育て支援事業）分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（0120-60-3999、受付時間9:00～21:00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただけますようお願いいたします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。 (参考：厚生労働省のHPのリンク) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html	5月29日追加